

平成 26 年 3 月 14 日

第 8 回

文京区立図書館

サービス向上検討委員会

文京区教育委員会教育推進部真砂中央図書館

# 文京区立図書館サービス向上検討委員会会議録

第 8 号

平成 26 年 第 8 回

日時：平成 26 年 3 月 14 日（金）午後 6 時 30 分

場所：文京シビックセンター 5 階 区民会議室 C 会議室

「出席」

委 員 長	植 松 貞 夫
副 委 員 長	藤 田 恵 子
委 員	原 廣 介
委 員	石 井 涉
委 員	伊 藤 裕 子
委 員	黒 田 健 児
委 員	串 田 光
委 員	永 田 利 貴
委 員	有 泉 和 子
委 員	恩 田 健 一
委 員	上 田 勝 紀
委 員	八 木 茂
委 員	久 住 智 治
委 員	石 嶋 大 介
委 員	山 崎 克 己
委 員	北 島 陽 彦
委 員	奥 山 郁 男

「事務局」

真砂中央図書館	染野谷 勝
真砂中央図書館	増 田 一 昌
真砂中央図書館	渡 部 セキ子
真砂中央図書館	藤 井 君 子

## 第8回文京区立図書館サービス向上検討委員会 次第

日時：平成26年3月14日（金）午後6時30分から

会場：文京シビックセンター5階区民会議室C会議室

- 1 委員会開会
- 2 文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書（案）について
- 3 今後のスケジュールについて
- 4 その他
- 5 閉会

### 事前送付資料

【資料第26号】文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書（案）

## 1 委員会開会

(18 : 33)

○植松委員長 皆さん、こんばんは。おそろいになりましたので、第8回文京区立図書館サービス向上検討委員会を開催させていただきます。

初めに、事務局より本日の資料等の確認及び委員の出席状況の報告をお願いいたします。

○事務局（染野谷） まず、本日の資料でございますが、席上に配布しました「次第」の下部に、事前にお送りしました資料名が記載してございますので、お持ちいただきました資料を改めてご確認ください。資料第26号「文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書（案）」です。不足がある場合はご用意がございますので、挙手をお願いいたします。

また、会議の運営上のお願いですけれども、会議録の作成の都合上、発言の際は挙手により、所属団体やお名前をお願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況ですけれども、鷹田委員と久保村委員からは欠席のご連絡をいただいております。区民課長の石嶋委員は少しおくれるという連絡をいただいております。そのほかの方は若干おくられている状況かと思われまます。

以上です。

○植松委員長 設置要綱第6条によりまして、会議の開催は委員の半数以上の出席ということになっております。要件を満たしておりますので、この会議は成立いたします。

## 2 文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書（案）について

○植松委員長 それでは、議事に入ります。前回の検討委員会までで、当初予定しておりました図書館サービス向上に係るテーマについて検討してまいりました。今回は今までの検討を踏まえまして、委員会として報告書の案をまとめていくこととなります。終了時刻は午後8時30分を予定いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事次第の2「文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書（案）について」でございます。

本日の検討委員会を始めるに当たりまして、ここで改めて当検討委員会の設置の経過や今回の報告書の視点について、ごらんいただきたいと思います。

まず最初に、報告書（案）を1枚めくっていただきますと、「はじめに」というところがございます。そこにこの委員会の設置の経緯とか議論してきたこと、そしてさらに最後のところで、

この報告書が活用されることを期待するという旨を記しました。

ごらんいただきますように、インターネットやスマートフォンの普及によりまして、活字離れが危惧される中で、区民全体の資産である図書館の施設、資料、サービスをより多くの区民の方に活用してもらうことで、区民の皆さんの生活の質的向上に貢献することが図書館に求められているということを書きました。そこで、この委員会は、より多くの区民に、そして利用していただいた人には、より高い満足度を得ていただくことを目的に設置されました。区民委員と行政委員との構成によりまして、今申し上げたようなことを検討していただくこととしたというわけがあります。

その中では、さまざまなご意見をいただきましたので、直接反映できなかった部分についても、将来の課題と思われるものについては別枠で残すようにいたしました。さらには、デジタル情報あるいは電子図書といったことについては、まだ若干経緯を見守るべき時期との判断から、現時点ではそこに深入りしないことにいたしておりましたので、しかるべき時期に議論すべきものと考えているということといたしました。

これまでの委員会の議論を踏まえまして、報告書の案を事務局が作成しましたので、委員の皆様のご意見を伺い、それを反映させながら、よりよいものへとまとめていきたいと思えます。後から全体のスケジュールの話がございしますが、本日はこの報告書につきまして、委員の皆様から、もっとこのように表現すべき、あるいはこういう部分を取り入れるべきというふうに、ご意見を伺う会として設定いたしました。

それでは、文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書（案）の中身に入りたいと思えます。全体が 43 ページにわたりますので、幾つかに区切って進めていきたいと思えます。事務局から資料により説明をお願いいたします。

○事務局（染野谷） それでは、資料第 26 号「文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書（案）」につきまして、幾つかに分けて議論をしていただくこととなりますけれども、最初に構成の概要と、11 月の中間報告に相当する部分についてまでをお話しさせていただきます。

まず、この報告書（案）の構成ですけれども、表紙の裏のほうに目次が記載されております。こちらをごらんいただきたいと思えます。

大きな構成といたしまして、1「文京区立図書館の現状」、2「区民生活における図書館の役割」、3「8館3室と中央館・地区館について」、4「区立図書館と学校図書館の連携」、5「サービス向上の方策について」となっておりまして、この全体の後ろのほうとなりますけれども、

28 ページ以降に資料第 1 号から第 11 号がついております。最後に、「参考資料」といたしまして、委員会の設置要綱、委員名簿、委員会の開催経過がついております。

それでは、1 ページから 13 ページまでの「文京区立図書館の現状」から「8 館 3 室と中央館・地区館について」の（４）「真砂中央図書館の課題と対応」までの概略をご説明いたします。ここは 11 月の中間報告の部分に相当いたします。

1 ページの 1 「文京区立図書館の現状」では、子どもから高齢者まで、歩いて通える範囲に 8 館 3 室を配置し、区民の身近な図書館として親しまれていること、また中央図書館を除く 7 館 3 室を指定管理者による運営体制としまして、相互に連携協力することによって安定した運営が図られていることなどが述べられております。

11 月の中間報告では、8 館 3 室体制及び中央館機能を中心に記載しておりましたが、この報告書（案）では、その後の検討を加えまして、内容全体を見渡しまして、一部構成が変わったり、重複している部分を調整したりしております。

中間報告との大きな相違点は、1 ページの 1 「文京区立図書館の現状」の前半部分と、3 ページの（２）「文京区における図書館の運営体制」の部分で、中間報告後の内容を全体の構成の中で位置づけております。

なお、中間報告にありました文京区図書館に望まれることということで、区民の方からの要望等について具体的な内容を記載しておりましたけれども、この報告書（案）の場合は、各所にその内容が盛り込まれておりますので、割愛いたしました。

6 ページの 2 「区民生活における図書館の役割」では、文部科学省告示として出されました「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を指針といたしまして、図書館サービスのあり方を述べてございます。

続きまして、8 ページの 3 「8 館 3 室と中央館・地区館について」の（１）「区立図書館 8 館 3 室体制」から（４）「真砂中央図書館の課題と対応」までが、先ほど申し上げました中間報告の部分ですけれども、この部分では、区立図書館の 8 館 3 室の配置状況の考え方について、維持することが望ましいとしたことや、中央館機能を確認するとともに、中央図書館が、その機能を発揮するために、老朽化に伴う施設改修を行い、さらなる図書館サービスの充実に向けた方策を示してございます。

なお、13 ページに二重線の囲いがございまして、その中には、報告書本文には反映できなかったものでしたけれども、委員の方の意見として参考に記載しております。この後にも 4 カ

所ほど同様の記載がございます。

以上でございます。

○植松委員長 ただいまご説明いただきました報告書の構成及び10ページの(4)「真砂中央図書館の課題と対応」までで、まずご意見をいただきたいと思います。そのうち、3ページにございます前回の委員会で検討いたしました「文京区における図書館の運営体制」の部分につきまして、事前に永田委員からご意見をいただいておりますので、永田委員からご発言をお願いいたします。

○永田委員 お送りした意見は、指定管理者制度を導入して一定の実績が上がっているということと、開館時間の延長や開館日の増加によって利用実績が上がっているのであれば、例えば年末年始に中央館だけでも開館するとか、返却だけはできるような時間帯や場所を増やすなど、いろいろな形で利用時間を延ばしていくことは直接実績に結びついていくことになるかなという意見です。

もう1つ、指定管理者制度を導入したことに関してです。これはたしか5年に1回見直しということでした。見直しに当たっては、新規に応募された事業者の提案も参考にさせていただいて、緊張感を持って図書館の運営に当たっていただいたらいいのかなということを書いています。仮に、引き続き現在の2つの事業者の皆さんにやっていただくにしても、担当館を入れかえるというやり方もあると思います。

最後に、利用者との接遇の態度について、職員の皆様には、にっこり笑って「こんにちは」と言ってもらって、「ご利用いただきありがとうございます」という気持ちで接していただければ、住民の方々も気持ちよく利用できるのかなということを書きました。

以上です。

○植松委員長 今、永田委員からご発言いただきましたが、それに関して委員の皆様からございますか。

○奥山委員 ただいま、永田委員から年末年始の開館と指定管理者の件についてご意見を賜っているところでございます。年末年始の開館については、この委員会の中でも意見が分かれたところですが、利用者からの要望は今のところ出てきてございません。また、他区の状況等を見ますと、正月開館を取りやめたところもございますので、今後とも利用者の動向を注視してまいりたいと考えてございます。

もう1点、指定管理者の選定についてですが、現在の契約期間は、平成22年から26年度にな

っております。区の指定管理者の制度にのっとして 27 年度からの新たな業者については、プロポーザルの方式で選定したいと考えてございます。本文の 5 ページの下のほうにも記載されておりますけれども、業者がかわった場合に、混乱のないようにしていきたいと考えてございます。

もう 1 点、職員の接遇については、これまでも館長会等を通じてきちんとやるように指示していたところですが、今回このようなご意見を賜りましたので、私どもの図書館館長会がございませので、その中で改めてきちんとするように、今もお話がありましたように、にっこり笑って、気持ちよく入っていただけるような形で接遇の向上に今後も努めていきたいと考えてございます。

○植松委員長 委員の皆様から何かご発言はございますか。

○久住委員 後ろのほうも若干関係が出てくるのですが、資料の 30 ページにあるように、輪を書いていったところの空白地帯を埋めていこうということで、今回新たな提案として、取次所の設置を入れるわけです。そうすると、これまで 8 館 3 室ということでやってはきたのですが、必ずしも 8 と 3 という数字をこの委員会として合意事項とするよりは、徒歩 1 キロ以内で誰もが図書館を利用できるという 8 ページの (1) の最後の段落に書いてあることが基本的に大事な視点ということであれば、8 館 3 室という 1 つのフレーズのようにになっているものを委員会としてオーソライズする必要はないのかな。逆に、今後利便性を向上させるということであれば、この空白地帯をどういう形で埋めていくのかといった視点にもなってくるでしょうし、そうすると 8 館 3 室ということの中には入れないほうがいいのか。取次所が入ることになると、8 館 3 室プラス正確に言えば取次所という形にもなる。

全部読んでみると、8 館 3 室という言葉が入っているのは、この辺だけなんです。事実として今、8 館 3 室というのは経過や何かには書いておいても、8 ページ、9 ページの中で、何も 8 館 3 室と言わなくても、ここは中央館と地区館という形で、中央館をつくって、地区館が地域にある、それを 1 キロ圏内で配置をするということになるのであれば、8 館 3 室という言葉そのものは報告書の中から取っておいたほうが、今後の整合性は高まるのかなというのが 1 つです。

もう 1 つ、8 ページの (1) の段落の最後のところで「文京区立図書館の配置の考え方」というのが出てくるんですが、配置の考え方というのがこの報告書のどこにも書いていないんです。1 キロ以内で誰もが図書館を利用できる状況が特徴となっていて、これが重要な視点になっているんだよということでは言われているので、この視点を維持することが望ましいものと合意をするというほうがすっきりするのか、もしくは「文京区立図書館の配置の考え方」ということなのであれば、配置の考え方をどこかに言わないといけな。その辺は言葉の問題なんです、僕



がちよっと思っていたのは、今言ったことであれば、「より多くの人に日常的に利用されるために、この視点を維持することが望ましいものと合意しました」ということが一番わかりやすいのかなということです。言っていることは同じではあるんですけども、言葉の正確性なり文章の正確性なりということであつていきながら、これから広く区民の方にご意見を伺うということであれば、そのくらいの修文はしておいたほうがいいかなという意見です。

ちよっと補足すると、1 ページの 1 の最後の段落の「8 館と 3 図書室が設置され、区内のほとんどの地域から徒歩 1 km 以内に図書館がある全域サービス体制が整いました」というのは事実の記載であつて、考え方ではないので、ここまでの中ではそのくらいの修文もしておいたほうがいいかなというのがあります。

○植松委員長 具体的には、8 ページの 3 で「8 館 3 室と中央館・地区館について」、それから (1)「区立図書館 8 館 3 室体制」が出てくるわけですが、8 館 3 室というフレーズそのものをここで記す必要はないのではないかというご意見ですね。

○久住委員 今後 4 室になるのかもしれないですし、取次所を入れてプラスアルファという考え方も今回新たに出されているので、そうすると今、委員長がおっしゃる形で修文しておいたほうがよろしいかなと。

○藤田副委員長 後段に取次拠点の話も出てきますので、これは久住委員からの提案があつたということで、取次拠点とかまで行った後でもう一回戻ってくることでよろしいですか。

○久住委員 もう 1 個だけ。13 ページで、破線の二重線で書かれた、ここでさまざま議論されたことを記録に残しておく重要性は多分あるだろうと思つていて、こういう記載の仕方はいいなと思つたんですが、「反映できなかった委員意見」という言葉は、今後も本区のほうで少し検討していくということであれば、例えば「委員から出されたその他の意見」であつたり、「反映できない」ということではない見出しをされたほうが、今後の検討の 1 つの素材にもなるという位置づけが明確になるのかなということと、この二重線で囲ってあることの位置づけの注記がどこにも書いていないので、それは書いておいたほうがいいかなと思つました。

○植松委員長 最初の「はじめに」のところには少し触れたんですが、それは補強しましょう。

○久住委員 別枠で残すという意味ですね。

○植松委員長 全体的な表現を含めて、ほかにはございますか。

○伊藤委員 先日、文京区のホームページに基本構想の実施計画のパブリックコメントの結果が掲載されていたんですけども、図書館に関する意見も上がっておりました。これらの意見につ

いては、この会で話し合うのでしょうか。それとも、また別の機会があるということなのでしょうか。

○藤田副委員長 基本構想実施3カ年計画へのパブコメでの図書館部分についてということですね。それはご質問とともに区の考え方というのも一緒に示してありましたよね。一応別会議体で扱っているものなので、ここで改めて議論するつもりはなかったんですけども、逆にこの報告書そのものが基本構想実施3カ年と同じように、パブリックコメントに準じるといいますか、図書館をご利用される皆さんにも影響のあることがありますので、「文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書（案）」として、今後の図書館に対するものに特化して別にご意見を伺うことになると思います。

特に気になったものがおありでしたら、ご紹介していただいても結構ですが。

○伊藤委員 回答に「文京区立図書館サービス向上の実施に当たり、参考とさせていただきます」とありましたので、何かここで話すのかと。

○藤田副委員長 ご意見のほうは。

○伊藤委員 意見のほうは、これをそのまま読んでよろしいですか。「図書館に新聞を読みに行くと、無料試食券があり、はがき、雑誌を切り抜く人が多い。後ろの記事は読めない。よそはみんな黒く塗りつぶしたり、はがきなどは大きく判こを押して使用できないように工夫しています。考えてみてはどうでしょうか」というご意見に対する回答が、「ご意見は『166 文京区図書館サービス向上』の実施に当たり参考とさせていただきます」とあるのですが、この文面だけを読むと、この会でも何かそういう話し合いを行うのかなというふうに解釈したんですけども、いかがでしょうか。

○藤田副委員長 どちらかといいますと、図書館運営の根幹にかかわるといよりは、その資料の扱い方のレベルで真砂図書館を中心に指定管理者の館長会で協議をして、どう扱うかを定めるべきものと考えられます。サービス向上のために検討するというのは間違いはないのですが、この会議体でそれを、塗ったほうがいい、今のままでいいという問題ではないのかなと思います。

○伊藤委員 意見の中の1つではあるんですが、ほかにも幾つかあったもんですから。

○藤田副委員長 それは企画のほうになりますので。

○久住委員 幾つかパブリックコメントで書いてある中身については、個々の事業を運営するに当たって配慮してほしい事項が非常に多かったのです。こういう検討の中での議論であったり、今、伊藤委員からご紹介いただいた、本なんかの懸賞はがきが切り取られてしまうと、その後ろ

に書いてあるものは読めないもので、それは使えないようにしておいてほしいとかいうご提案で、大きな考え方というよりは、図書館の運営の中での工夫をしてほしいというご意見でした。それは運営する中での工夫ということで、企画として図書館のほうにもお伝えをするという処理をしていくものでよろしいのかなど。

○藤田副委員長 図書館のほうにも伝わっていますよね。

○伊藤委員 もう1つ、「システムを整備しても、肝心の図書を予約してから手元に来るまで長過ぎます」という意見があるんですね。これについては、以前も、この会で川口委員から、予約してから手元に届くまでの期間をもうちょっとどうかしてはどうかという意見があったかと思うんですけども、それについては。

○藤田副委員長 それは考え方の問題なので、こちらの委員会でも扱ったと考えていただいて結構かと思うんですが、パブリックコメントの内容でも、先ほどのように非常にテクニカルなもの、図書館の貸出サービスの根幹にかかわってくるようなものというので、この会議体で扱うかどうかを分けていきたいと思っています。

○植松委員長 ほかにご意見はいかがですか。——それでは、少し残した部分がありますが、次に進みたいと思います。

「8館3室と中央館・地区館について」の後半部分、14 ページ以降につきまして、事務局からご説明をいただきます。

○事務局（渡部） 14 ページの（5）「地域に根ざした図書館～地区館のあり方～」、（6）「地区館ごとの特徴を生かした図書館」、（7）「今後の地区館の施設改修について」、（8）「生涯にわたる学習支援」についてご説明いたします。

最初に、14 ページの（5）「地域に根ざした図書館～地区館のあり方～」でございしますが、第4回の委員会においては委員の皆様から、また第5回の委員会においては各図書館長からもご意見をいただきまして、それを集約したものでございます。

①「地区館の役割」として、ア「地域にある資源の活用・連携」、イ「地域団体支援・連携、地域貢献」、ウ「コミュニティ形成の場の提供」、エ「家庭環境支援」、オ「大学との連携」でございします。

②では「各図書館運営」として、ア「資料収集・提供」、イ「利用者要望の把握」、ウ「地域との交流」、エ「職員育成」を挙げてございます。

次に、（6）「地区館ごとの特徴を生かした図書館」でございしますが、第6回の委員会でお示し

いたしました資料の重複している部分や文章を若干手直したものでございます。

表をごらんいただきたいと思います。一番上の「館名」のところには、凡例にありますように、現在の施設開館、築年数、延床面積、資料点数、収集分担分野を入れました。真ん中の欄には、施設と運営については分けたほうがわかりやすいというご指摘がございましたので、「施設の現況」を入れさせていただきます。右の欄に「運営の方向性」としております。

「運営の方向性」の内容は、文章の前後を変更した部分もございますが、前回の資料と同様でございます。千石図書館につきましては、館長の意向として、利用者要望にあった談話室、パソコン室、子育て相談&支援室、学習室の設置について館内にスペースはないが、工夫できる余地がないか考えていきたいという文章で具体的な策を載せておりましたけれども、現実的には非常に難しいということで、割愛させていただきました。

18 ページの下の方でございますが、(7)「今後の地区館の施設改修について」につきましては、(6)「地区館ごとの特徴を生かした図書館」の中で施設の現況を示しておりますように、一部の地区館の施設老朽化も見られ、その後の施設改修は区有施設全体の改修計画の中で順次検討していくというようにしてございます。また、改修が困難な場合も想定されますので、そのときの状況によっては、ほかの施設との複合化や場所の移転等の可能性についても触れてございます。

(8)「生涯にわたる学習支援」につきましては、第5回の委員会においてお示ししました資料をもとに文章化したものでございます。

①は「すべての世代に対するサービス」として、ア「図書館資料の収集」、イ「貸出サービス」、ウ「情報サービス」、エ「地域の課題に対応したサービス」、オ「多様な学習の機会の提供」。②「利用者に対応したサービス」として、ア「乳幼児とその保護者に対するサービス」、イ「児童に対するサービス」、ウ「YAに対するサービス」、エ「高齢者・障害者に対するサービス」。外国人に対するサービスがあるのではないかというご意見をいただきましたので、新たにオ「外国人に対するサービス」を加えてございます。最後に、「反映できなかった委員意見」という言葉はまた別として、「なじみのスタッフ、なじみの書架があって資料を探すというのが、身近な施設としては重要だ」「育成室を出た後の子どもの居場所として図書館はとても良いと思う」の2点を挙げさせていただきました。

以上でございます。

○植松委員長 ただいまご説明いただきました「生涯にわたる学習支援」までのところ、14 ペ

ージから 20 ページまででご質問やご意見のある方は挙手をお願いいたします。

○永田委員 先ほどの議論のところでお話をさせていただけばよかったのですが、「はじめに」の中で、少し気になっている箇所が 2 カ所ばかりあります。そのお話をさせていただいていいですか。

○植松委員長 どうぞ。

○永田委員 2 行目の「豊富な図書及び視聴覚等」は視聴覚の後に、「資料」を入れたほうが良さそうです。

その後なんですが、「高いサービス実績を挙げています」というのが、2 つ解釈が出てきそうなんです。つまり、図書をそろえることもサービスで、もう 1 つ、区民に提供することもサービスなわけです。資料を収集することによって高いサービス実績が上がっているという文章になるかなとも思ったんですが、いかがでしょうか。

○植松委員長 そうですね。

○永田委員 その後なんですが、5 行目ぐらいのところで、「図書館にはせっきくの区民全体の資産である」というところから始まっている文章で、「活字離れが危惧される」ということと、現実の図書館には「区民生活の質的向上に貢献することが求められます」という部分について、例えば「図書館という区民全体の資産を、より多くの区民の方に活用してもらうことで区民生活の質的向上に貢献することが求められています」という表現や施設、資料・サービスが重要だということであれば、「区民全体の資産である図書館という施設と資料サービスをより多くの区民の方に活用してもらうことで、区民生活の質的向上に貢献することが求められています」という書き方もあるような気がしたんです。要は、「せっきくの区民資産」というところが浮いてくるようにも感じてしまったものですから、念のためお伺いしました。

○植松委員長 わかりました。

○永田委員 参考意見にさせていただければ結構です。

○植松委員長 おっしゃることは反映させていただきます。

具体的にそれぞれの図書館の課題と方向性ということを中心にまとめた部分です。何かご発言はございますか。

○串田委員 ささいなことで申し上げます。前、石井委員が指摘した Y A という定義、注釈がどこにも入っていないんです。せっきく書いたのに Y A が入っていないというのは、ちょっと寂しい限りです。

○原委員 11 ページの一番下にある。

○串田委員 そこを注釈するなり……。いきなり最初にYAとあるから、何ですかと聞かれたらどうするのか。

○藤田副委員長 本体に入れ込むか、下段に注釈として書くかで、注釈にあったほうがわかりやすいということであれば、本体部分を注釈に別出しすることは可能ですので、そちらのほうがよろしければそうさせていただきます。

○植松委員長 あるいは、よくあるように「ヤングアダルト」と言っておいて、「以降YAと書く」とかいうやり方もありますね。

○藤田副委員長 それでは、私のほうから少し解説をさせていただきます。

18 ページの下3行目から19 ページの上4行目までが「今後の地区館の施設改修について」ということで、短いですが総括的に示させていただきましたが、最後のところに「さらに、改修が困難な場合等には、他施設との複合化等により、他の場所での運営も考えられます」という一文があります。これは会議の途中でも出ていたかと思うんですが、小石川図書館はバリアフリー化していない。2階と3階の間に3層の書庫があって、改修をしたときにもそこは鉄骨部分でいじることができなくて、バリアフリー化もできなかったし、エレベーターもつけられなかったというお話をしたかと思います。そのときに先生にもおっしゃっていただいたように、あそこは都市計画公園になっておりまして、建てかえるとなると条件もなかなか厳しい上に、今よりも容積の小さいものしか建たないという状況がございますので、本当にバリアフリー化を求めるのであれば、ほかの場所での複合化みたいなものも将来的にはあるかもしれないという含みを残した文章になっております。この1行ちょっとの文章を読んだだけではわかりにくいかなと思って解説させていただきました。

○植松委員長 ほかにはいかがですか。――それでは、先に進むことにいたしまして、21 ページからの4「区立図書館と学校図書館の連携」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（藤井） では、4「区立図書館と学校図書館の連携」について説明させていただきます。

（1）「区立図書館と学校の連携」は、区立図書館の機能を生かして今後も学校との連携を深め、児童・生徒の自主的な読書活動を推進していくことが求められております。この会議の中でも、図書館から出張して行う出張おはなし会だけでなく、学校からも来てもらう図書館見学も積極的に受け入れるべきとのご意見もいただきました。今まで行ってきた連携に加えて、次の22

ページにあります⑧「図書館利用教育」をつけ加えさせていただきました。そうした中で、図書館見学などの機会を生かして、将来の図書館利用に結びつけていくための利用者教育やマナーなどの教育を進めていくことが求められております。

次に、(2)「学校図書館への人的支援」について説明させていただきます。学校図書館への人的支援につきましては、現在まだ15校の支援となっております。支援日数や時間も十分ではなく、この会議でも多くのご意見をいただきました。今後学校図書館がこれまで以上の機能を果たしていくために、全校への人的支援や派遣内容の充実が望まれているところでございます。

23 ページですが、こちら委員の方から出された意見としまして、2点ほど挙げさせていただきました。「各区立学校の学校図書館の端末から直接、生徒が文京区立図書館の蔵書検索ができるようになると思う」、「司書の派遣が、学校図書室の開館時間とイコールだという発想ではない。学校図書館を使った教育ビジョンの達成に、図書館司書の専門性が、どの程度必要なのかの議論が必要である」というご意見を載せさせていただきました。

以上でございます。

○植松委員長 この部分につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

○藤田副委員長 なお、石嶋委員からいただきました区立図書館から学校図書館への人的支援の拡大、充実に関しては、もうちょっと詳細な検証が必要だということでございますが、そちらのほうはもともとの人的派遣を位置づけた子ども読書活動推進計画というのがございますので、そちらのほうでデータを集めまして、検証をしたいと考えております。

P T Aの方たち、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○植松委員長 では、今の部分につきましては、ご意見がないということで、続きまして、24 ページからの「サービス向上の方策について」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（増田） 24 ページ、5「サービス向上の方策について」をお話しいたします。

こちらは、1カ月前、前回の委員会のテーマであった部分でございます。冒頭の委員長名による「はじめに」にも触れておるところであります。潜在的な利用者層の掘りおこしを含め、“より多くの区民に” “日常的に” 利用してもらい、今までよりも“満足度を高める” という視点から、サービス向上の方策として、これまで委員会で議論してきた3つのポイントについて議論の内容を踏まえて再構成を図った文章に落とし込みました。

議論の順番といたしましては、(1)「取次拠点」、(2)「区民優先のあり方」、26 ページの

(3)「図書館広報のあり方」の3点です。

まず最初に(1)「取次拠点」です。ここで1つご説明をしたいと思いますけれども、前回の委員会終了後に皆様から出された意見を踏まえて、また今回1カ月の間に区内部の関連部署とも事務的な調整を行った部分がありました。その具体的な箇所は、前回2月の委員会資料でいきますと、取次拠点についての部分です。区有施設の候補地という形で記載されていた部分があったのですが、今回そこが一步踏み込んだ形の表現に変わっております。(1)「取次拠点」の2行目に記載がありますように、平成27年度から移設される向丘地域活動センターに設置が望まれるということで、具体的な場所としての記載へと変更をいたしております。それに伴いまして、②「今後の設置場所」を、向丘地域活動センターの状況を踏まえて展開を考えていく必要があると変更をいたしております。二重線で囲まれているそのほかの委員意見といたしましては、地下鉄の駅についてご意見をいただいた点等を記載させていただいております。

続いて、(2)「区民優先のあり方」です。この部分に関しましては、基本的に前回の資料の最初のあたりの流れを酌んで進みます。25ページの④からが、前回の議論を踏まえた書き込みが大きく出てくる場所ですけれども、その中でも2つ目の段落で、「本委員会では、『図書館の利用制限については、可能な限り限定的に行う』という方向性を決めました」と記載をしております。その基本に立った上で、例えば新着資料への区民優先であるとか未所蔵資料へのリクエストの区民限定などの具体的な区民優先の仕組みを構築していこうということにいたしました。

ページをめくりまして「反映できなかった委員意見」では、そもそも利用制限には反対だという意見もあることなどを載せました。ほかにもいろいろな意見がありましたので、図書館が実際に導入を検討する際には、反映できなかった委員意見等も一定程度配慮しながら具体的な区民優先の構築という形にまとめていければいいかなと考えております。

最後、(3)「図書館広報のあり方」についても、図書館広報の現状、ソーシャルネットワーキングサービス活用の現状を踏まえた上で、③「図書館としての今後の方向性」について報告を入れております。これまでの広報の手段に加えて、今後は図書館ホームページにおける広報を、見やすさ、わかりやすさと即時性の観点から図書館システムの更新に合わせて改善を図ることにいたしました。

同様に、「反映できなかった委員意見」としては、SNSを使った広報についてがございました。こちらについては将来的な課題という意味での整理の部分があったので、記載をいたしております。



説明としては、以上です。

○植松委員長 ただいまのご説明に対しまして、ご質問やご意見のある方は挙手をお願いいたします。

○石井委員 26 ページで、これはちょっと違うんじゃないかなというところがあります。「反映できなかった委員意見」の一番最後の○です。「区民優先を進めすぎると、区民対区民で利用がかち合い」とあるんですが、利用がかち合うのは貸出冊数が多いからで、10 枚とか 15 枚とかそういうのだと利用がかち合うから 3 枚ぐらいでいいんじゃないかというのが当時のご意見だと私は認識してまして、区民優先は全く関係ないはずで、区民優先をすれば、少なくとも区民対区民にはなりますけれども、総数としては他区の方が入らないわけですから、このかち合いはむしろ軽減されるはずで、いわんとしている趣旨はそうじゃなくて、利用枚数のはずですので、そこは修正していただければと思います。

○藤田副委員長 予約件数を拡大すると、区民対区民での利用希望がかち合うという話ですね。

○植松委員長 八木委員からのご意見でした。

○石井委員 全然別の話というか、かち合うのが問題になっているのであって、そのかち合いは区民優先であるかどうかではなくて、何枚予約ができるか、そっちのほう。

○藤田副委員長 予約件数についてはこういうことも考慮してほしいとまとめればよろしいですか。

○植松委員長 逆に、多くするという案がありましたが、それだと逆効果ではないかというご発言が八木委員からあったということですね。

○石井委員 行列が長くなるというさっきの表現だと思います。

○恩田委員 5 「サービス向上の方策について」の(1)「取次拠点」のところで、前回串田委員からお話の出ました後楽1丁目という要素がこの資料には出ていないかと思うんですけど、これについてはいかがでしょうか。

○藤田副委員長 設置できる区施設がないためかなり確率が低いということで、どうしようかなと思ったんですけども、後楽1丁目の空白地帯にも取次所を検討してほしいという意見をお入れすることは構わないと思います。

○串田委員 その件について藤田副委員長と話してはいたんですけども、後楽1丁目のマンションに住む方がいまして、「交通の利便がいいのに、何でこんなところに置かないの」というのがあったのです。水道端へ行くにも、雨が降ったら坂もある。巻石通り1本しかないので検討して

くれないかと私は頼まれましたので、ちょっと検討を。

取次拠点の件ですけれども、ほかにもこういうところに置いてほしいという地域があるのではないか。パブリックコメントで掘り起こしたらどうかなという提案をしたいと思うんです。私は湯島に住んでいまして、湯島図書館は御茶ノ水駅に非常に近いんですけれども、JRの利用者もいますので、「あっ、忘れちゃった。地下鉄に置けなかった」ということで、JRのほうとか、あとどこかに施設があればいい。こういうところに置いてほしいというのをパブリックコメントで公募したらどうかなということを提案したいんですけれども、いかがでしょうか。

○植松委員長 それは第1号の取次拠点が順調に推移した後に取次拠点というサービスをさらに拡大すべきかというときに検討することとして、この委員会としては、取次拠点というシステムを導入するということに今回の報告書の趣旨を置くことが適当ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○串田委員 取次場所として毎日利用する地下鉄の駅が多いということで、そこでちょっとひっかかるんじゃないかなと思ひまして、提案させていただいたんです。

○藤田副委員長 24 ページの真ん中の②「今後の設置場所」では、「設置後の向丘地域活動センター取次拠点の利用実績や利用状況を踏まえ、展開について考える必要があります」ということなので、そちらの実績を見させてもらう。もちろんこれをお読みになって、ここにも設置してほしいという意見は区民意見聴取で出るかもしれませんが、それにスポットライトを当てて意見聴取をするというよりは、この考え方で、将来的にふえる可能性もあるんだな、だったらここにもふやしてほしいという程度でよろしいのかなと思います。

○北島委員 本筋のお話とはちょっとずれるかもしれないのですが、24 ページの(1)「取次拠点」の1行目の「図書館空白地域」という言いあらわし方です。この委員会の中では共通理解できている部分なんですけれども、要は「図書館施設の半径1キロ以内でない地域」といった意味合いのことに表現を改めたほうがよろしいのかなというところが1つです。

それから、図書館の配置については、2 ページの一番下の行から出てきているんですが、この書きあらわし方では、「白山一丁目周辺と」という言い方をしている。ところが、こちらのほうでは「白山1丁目や向丘・西片地域など」という、この辺の表現上の整合性もとっていただいたほうがいいのかと。

○藤田副委員長 2 ページの下のほうには「後楽二丁目周辺を除き」と後楽のほうも入っておりますので、このあたりは整合性のとれるような表現に改めさせていただきたいと思ひます。

○恩田委員 (2)「区民優先のあり方」について。植松委員長の「はじめに」にもありますように、利用登録をしている区民は全体の約4分の1にとどまっているという現状で、残り4分の3の方にも、このサービス向上検討委員会の活動を知ってもらおうという意味では、なるべくこの資料を読めば全てわかるように書いたほうが良いと考えます。

そうしますと、ここでの一例ですが、予約とリクエストは違うわけです。予約というのは、あるものを予約することで、リクエストというのは新たに買ってくださいということで、私たちはそれがわかるわけですがけれども、初めて読む方もわかるような文章にしたほうが良いのではないかと思います。

それから、同じく前回の委員会で、黒田委員や石嶋委員から指摘があったところなんですが、ここで言う区民というのは、在住・在勤・在学、どこまで入るんですかということを明確にしておかないと、パブリックコメントで意見を求めるときにブレが出てくるんじゃないかなと思いますので、ここで言う区民というのは何なんですかというのをはっきり書いておいたほうが良いと思います。

それから、(2)の④「区民優先の考え方」で、それを導入するに当たっては「利用者データの整理や、図書館システムの運用変更などに、一定の時間を要することが考えられます」。これはコストもかかると思いますので、この区民優先は効果があるのかどうかは、仮に導入が区民に支持された場合ですけれども、確かめてから進んだほうが良いと思います。それに当たっては、例えば特定の資料につきまして、実態として区民と区民以外どういう内訳で予約がされているのかを調べてみるですとか、前回久住委員から指摘があったのですが、今回インターネットの導入が予約をふやしている大きな要素だと考えますので、特定の資料について、ではインターネットでの予約がどのぐらいあって、図書館の受付での予約がどのぐらいあるのかですとかそういう数字を出して、区民優先の導入の是非を考えると、よりよいのではないかと思います。

○植松委員長 現在の利用者IDのコードデータの関係から、そこが識別できないので、今おっしゃった全てのデータをきちんと取り分けることは難しい。そのためにもこのシステムを変えないといけないということなので、その部分は完全には取れないということをご了解いただければと思います。

○藤田副委員長 システムの変更と運用変更でできるものが多分分けられると思うんです。1年間程度の期間をかければ、運用変更で、登録がえのときに頭に在住の区民の方、在勤・在学を含んだナンバーと、それ以外の方の識別記号をつけてナンバーを打つことによって、そういうデ

ータや差異は設けやすくなります。システム改修まで至らなくてもできることと、インターネットからの予約だけを制限して、図書館に実際にある端末を使った場合にだけ区外ナンバーの方でも新着資料の予約ができるみたいな形にすると、その個別の端末を識別させなきゃいけない。そちらのほうは多分改修に一手間かかると思うので、どこまで改修や運用変更で賄うかは、現時点でなかなか書きにくいところですけども、もし書くとしたらそういうシステム改修等の費用対効果も含めて検討するべきだというふうには追記させていただこうかなと思います。

○植松委員長 先ほどおっしゃられた予約・リクエスト等については欄外にでも注記する。先ほどのお話も含めまして、専門用語的な部分については欄外にて注記することを心がけていきたいと思います。

○藤田副委員長 区民の定義は、この間確認させていただいたとおり、在住・在勤・在学ということでもよろしゅうございますね。在住に限るという考え方はとらないということでもよろしいでしょうか。――では、そういう注釈なり定義なりを入れさせていただくということで。

○事務局（増田） 確かに在住・在勤・在学を区民としようというお話で、皆様のご意見がそういうことであるということであれば、そういうことにいたしたいと思います。けれども、「反映できなかった委員意見」にも、近隣の住民の方もお互いさまではないかという意見もありますので、区民優先を考えていく際に何かよい仕組みを考えていく必要があるかと思えますし、そことの兼ね合いです。いずれにしろ区民を何らかの形で優先し、可能な限り限定的な運用を行いつつ、なるべく区民の方に所蔵の資料がスムーズに行き渡り、希望の資料がなるべく早くお手元に届くような仕組みを、こういった議論を踏まえて少しずつでも導入していったって、使いやすい図書館の仕組みに改善していくことは続けていきたいと思っております。

○藤田副委員長 多分ここは区民意見聴取でご意見が出ると思うんです。隣接区は入れてほしいであるとか、導入すべきじゃないとかいう区民意見も踏まえてもう一回皆様にご提示をして、次回、ちょっと時間はあきますが、最終確認をさせていただくことになろうかなと思っております。

○永田委員 図書カードをつくるときの要件を教えてくださいませんか。

○事務局（渡部） 現在は住所が確認できるものです。

○永田委員 在勤と在学は新たに個人情報を得ないとできないですね。

○事務局（渡部） そうです。今後は更新時や新規の登録者には、その部分の確認をしていかななくてはいけないし、そのためにはどのぐらいかかるかと思いますが、ある程度の時間をかけてデータをきちんとしていかないと始められないというところがございます。

○藤田副委員長 1年ぐらいの間には、登録がえが、かなりの割合でできると思うので、準備を始めてから1年ぐらいでやれるとは思いますが、

○植松委員長 現在、登録は期限がないのですか。

○事務局（渡部） 一応有効期限はあるのですが、口頭でしか確認していません。何かを見せていただくということはしていませんのでそこから始めなくてははいけません。

○串田委員 私は、ある図書館で「住んでいるところのはがきを持ってきてください」、それで図書カードを発行しているところがありました。（「文京区で」と呼ぶ者あり）ほかの区で。

○事務局（渡部） ほかの区ですね。自治体によって違いますので。何も確認するものがないという方には、過去にしていたことがあります。今は保険証、免許証、学生証が一番ですが、住所がきちんと書いてあるものとしています。

○恩田委員 予約した本が回ってこないというのは、先ほど伊藤委員からもご紹介のあった意見ですので、なるべく少ない労力でなるべく効果が出るような方法を模索するのがいいのではないかと考えます。永田委員がおっしゃったように、現実的でないところに余り労力をかけても仕方がないし、なるべく効果があるような方法をとりたいというのでいかがでしょうか。

○植松委員長 ほかにいかがですか。

全体をごらんいただきましたが、先ほど久住委員からもご指摘のありました8ページの部分について文をどう改めておくかということにつきまして、もう一度ご議論いただきたいと思います。

読み直してみますと、実際問題として8ページの3「8館3室と中央館・地区館について」、(1)「区立図書館8館3室体制」ということを改めて文字として出す必要があるかというのは、ご指摘のとおりかなというところがございます。

○久住委員 先ほど指摘させていただいた(1)の「このような状況から」というところを基本的な考え方としていくことと、例えば改修のところでも指摘をされているように、今後小石川図書館が現地で建てかえられるのか、建てかえられないのかという問題もあるということであれば、現状はこういう形でやっていくことになるんでしょうけれども、この委員会としては何を大事にして将来に残していくのかという趣旨をきちんと書き込んだほうが、より正確なのかなというのが僕の感想です。

○植松委員長 そういうことで言うと、先ほどもご指摘いただきましたが、(1)の下から4行目のところ、徒歩1キロ圏内程度を目安にして、図書館を設置していくという視点が今後も維持されるべきだということをこの委員会としては合意したので、その趣旨で文章を改めるというこ

とですね。

○藤田副委員長 そうしますと、タイトルから「8館3室」というのも抜かしてしまうことになるのですが、最初の「現状」や何かのところの「8館3室」はもちろんそのまま残る。考え方としては、必ずしも8館3室、11カ所ということではなくて、ふえること等も含めて取次場所の設置を考えていくことで、もしよろしければ8ページの「8館3室」という表記は取らせていただこうかなと思います。

○植松委員長 そのような方向でよろしいでしょうか。――では、ご賛同いただいたこととさせていただきます。

それぞれ見てまいりましたが、そのほか全体を通して改めてこのような表現はという部分が何かございましたら、挙手をお願いいたします。

○恩田委員 これが報告書になる前に、もう一度全体を見る機会があるとは思いますが、例えば36ページの表の閲覧規則調査の真ん中辺にある大田区は読めないです。

16、17ページの各図書館の紹介の中で、本郷図書館に続いているところで、左から2番目の「施設の現況」に「複合施設として、新装オープン」で「新装オープン」という言葉が出てきます。その次、小石川図書館には「リニューアルオープン」という言葉が出てくる。17ページの千石図書館には「改築し」という言葉が出てくる。こういうところはもし違いがないのであれば、そろえておいたほうが資料としてはきれいなのではないかと思います。

同じく、25ページの上から6行目「文京区図書館サービス向上検討委員会」というのがありまして、これは恐らく「区立」でしょうね。全体として「文京区立図書館」「区立図書館」「文京区図書館」、言葉が少し散らばっているように思いますので、最終段階の前にはそろえたほうがよろしいのではないかと思います。

○藤田副委員長 検索をかけてチェックしたいと思います。

○植松委員長 ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

今回は6月になりまして、区民の方のご意見をいただいて、それを反映することが主な議題になりますので、委員の方からのご意見は今回が最後とは申しませんが、ぜひご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○串田委員 パブリックコメントは区の広報にいつごろ出る予定ですか。

○植松委員長 では、今後のスケジュールにつきまして、事務局のほうからご説明いただきます。

### 3 今後のスケジュールについて

○事務局（染野谷） では、今後のスケジュールについてご説明いたします。

本日の委員会の意見を踏まえまして、文言等記載内容を修正したものを、今月の下旬に教育委員会が開催されまして、そちらに報告をいたします。その後、検討結果を最終的な報告にまとめるに当たりまして、有益な意見を得て、内容をよりよくするために4月上旬から5月上旬にかけて一般の方からの意見募集を予定しております。具体的には4月10日の広報に掲載予定ですが、ホームページ上では4月の初めからその予告とその後の実施が、区報より早く見られるような状態になろうかと思えます。

そのほか、資料としては今申し上げたように区のホームページにも載せますし、紙の資料としては行政情報センターとか区立図書館あるいは地域活動センターで一般の方にも直接閲覧をしていただけるような状態にいたしまして、それぞれからご意見をいただくことにする予定です。

そこでいただきました意見等を集約したものを踏まえまして、最終報告案を作成し、6月の当委員会で最終決定という予定でございます。

以上です。

○植松委員長 よろしいでしょうか。

○山崎委員 パブリックコメントをとりますと、それに対する回答を付すことになりますよね。それはこの向上検討委員会として回答をつけることになるわけですか。

○藤田副委員長 内容によると思うんです。回答はつけなければいけないと思いますので、回答案のようなものを事務局のほうでおつくりして……。

○山崎委員 会議はわざわざ開かないでということですか。

○藤田副委員長 第9回のこの会議で最終報告書の案をとるときにパブリックコメントで出たものとそれに対する回答も見ていただくことにしたいと思います。もちろん、実務的なものと、検討委員会ではなくて真砂中央図書館が回答するというのも多く含まれるかと思えますし、逆にご意見をいただいて、報告書を修正しましたとか、加筆しましたという回答もあり得ると思いますので、回答者が2つ出てくるというのは余りきれいではないのですが、実際の話としてはそうになってしまうかなと思います。

○事務局（染野谷） 今のパブリックコメントという言葉の関係で、先ほど私は意見募集という言葉を使いましたが、今回の意見募集につきましては、区の広報課が所管しておりますパブリックコメントの規定では、厳密に言いますと、その中には含まれません。広報課所管のパブリック

コメントは、区の根幹的な計画あるいは条例の制定などについて意見を募集するというものでありまして、今回のような検討した意見を報告書としてまとめる内容であると、厳密に言えば区で言っているパブリックコメントとは別枠となります。ただ、実施方法としてはパブリックコメントの方法に準じた扱いですけれども、名称的に、先ほどお話ししました区報では、パブリックコメントという言葉は使われないと思われます。あくまで「〇〇について意見を募集します」という表現になると思われます。補足させていただきました。

○藤田副委員長 6月の最終の案をとった段階で、直近の教育委員会あるいは議会の文教委員会のほうにも報告をしたいと思っております。

○久住委員 パブコメでなければ、その意見に対する基本的な考え方を付すというよりは、この委員会をもう一回最終的に開く中でどういうことを入れるのか入れないのかを確認するほうがきれいなんですけどね。

○藤田副委員長 ただ、意見聴取とパブコメは、私たちは行政的に分けてはいますがけれども、意見を聞かれる区民の方からしたら、ほとんど同じように思われるかもしれないので、返しがないことに関してはご不満な向きもあろうと思われます。そのあたりはもう少し内部で詰めさせていただきたいと思われますが、せっかく意見を出したのに何の返しもないというのはちょっと避けたいような気もしているんです。どの程度返せるかに関しては、具体的にお目にかけてからということになるかと思われます。

真砂中央図書館のほうで責任を持って書けるものについては書いて、考え方をお示ししてもいいのかなと思われます。ただ、回答者の名前として、こちらの委員会ではなくて、「真砂中央図書館」と名乗ったような回答の仕方があるかもしれません。

○北島委員 場合によっては、所管のほうで対応できるものについてはその時点で回答することも可能だし、委員会の中でこういう回答案をつくりましたということであれば、委員会で皆さんに見ていただいた後に回答する、そういう意味合いで理解してよろしいのですか。

○藤田副委員長 そうですね。いただいた意見に対し、どのような形であれ回答する。ホームページに載せるのは皆様に見ていただいて、回答内容も含めてご了解を得てからと思われますので、真砂中央図書館事務局だけで回答してしまうものとは思われまさないです。

○北島委員 物によって真砂が回答する部分もあれば、委員会としてというものもあるけれども、回答の時期については委員会後という理解でよろしいわけですね。

○植松委員長 そんなに急いで回答しなければならぬものはないんじゃないですかね。



○藤田副委員長 多分そんなに急いではいないと思うので。

○山崎委員 報告案ということで区民の意見を聴取するということですが、その後どうなるのか。最終的な報告書にするために意見を聞くわけですよ。その区民の意見がどんなものかわからないですけども、そういった意見を、この委員会の中でしゃくすればいいわけですよ。その結果、最終的な報告書になるという形ですね。

○藤田副委員長 基本的にはそうです。

○植松委員長 ただ、最後の報告書を読んでくだされば、そこに反映されていますという言い方があると思いますけれども、それだと申し出た人にとって余りに寂しいということがあるので。

○山崎委員 最終報告とともに出すというイメージですね。

○植松委員長 ご検討いただくことにいたしたいと思います。

そのほかご意見、ご発言はございますでしょうか。

○永田委員 8館3室という体制を前提に議論を進めてきて、そのこと自体はそれでよろしいかと思うんですけども、資料第7号の区民施設に対する要望の中に、北区の中央図書館のような図書館が欲しいとか、向丘地区に図書館が欲しいとか、シビックに図書館が欲しい、こういう新しい図書館を望む声があったと思うんです。私自身も、浦安を見たり、北区を見たりして、やはりああいう立派な図書館を見てしまうと、できれば文京区にこんなのがあったらすばらしいのになと思うわけです。

ですから、今回の報告書の議論とは別でいいんですけども、いわゆる反映されなかった意見の中に、新しい図書館を建てるという意見もあったということにしておいていただけるといいかなと。区民からそういう声が上がっているのに区民代表で出てきて、それがどこにも全く出てこないというの、私の役目としては、やや不十分なのかなと考えています。

○藤田副委員長 わかりました。結論はこれでいいけれども、囲みの委員意見として、やはり他区のような新しい、規模の大きな図書館が欲しいという意見を、反映できなかった部分として入れておくということですね。

○永田委員 将来的な話なので、そういう選択肢が1つあってもいいのかなと思うんです。

○恩田委員 スケジュールの件なんですけど、第9回の6月ごろが一体いつになるかは、いつごろ決まるんでしょうか。

○事務局（染野谷） 予定としては6月の下旬を考えておりますが、その辺は委員長との日程調整も含めて4月以降でないかと確定ができないことになろうかと思っております。

○藤田副委員長 1カ月前ぐらいを目途に開催通知だけはお送りできればと思っておりますが、今のところはちょっと決めかねる状態かと思っております。

○植松委員長 それでは、この報告書（案）につきまして、種々ご意見をいただきました。必要な箇所を修正することといたしまして、記述の細部につきましては私と事務局にご一任いただくことにさせていただきたいと存じます。

そのようなことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○植松委員長 それでは、ご指摘いただいた分等々につきまして、再点検して修正したものを文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書（案）とさせていただくことにいたします。

委員の皆様には、長期間にわたってご議論いただきまして、かつ貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。今後のスケジュール等につきましては、判明次第ご連絡することにさせていただきます。

#### 4 その他

○植松委員長 それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。

○事務局（染野谷） 事務連絡でございます。今回の会議録につきまして、前回のものもまだ完成していないのは大変申しわけないのですが、案文の作成に2週間程度かかりまして、でき次第お送りさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

先ほどもお話が出ました次回の委員会につきましては、6月の下旬になろうかと思われまして。日程が決まり次第ご連絡をさしあげます。

以上です。

○植松委員長 そのほか何かございますか。――次回は最後の委員会ということになります。報告書を決定していただくことになります。よろしくをお願いいたします。

#### 5 閉会

○植松委員長

それでは、本日の会議はこれにて散会とさせていただきます。ありがとうございました。

(20 : 15)